

支払いいただき、申請手続きにより還付となります。

本部から 対策のお知らせ

問合せ
洞爺湖町収納対策
推進本部
☎74-3003

法律に基づいて滞納処分を強化しています

財源と公平性の確保

収納対策推進本部では、①滞納額を縮小して町財源を確保すること②厳しい経済環境の中でも、納期内に納付をされている多くの町民の皆様との公平性を確保することの2つの観点から滞納処分を強化しています。

※滞納処分とは

法定納期限等一定の期日までに納付されない税などについて、徴収権者が、その税などにかかる債権を滞納者の意思に関わり無く実現する行政処分を言います。

滞納者の財産調査と差押、制限等

納税(付)の催告にもかかわらず、納税(付)をしていただけない場合や納税(付)について誠意が見られない場合には、

法律に基づき財産(預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、売掛金等)を差押えることとなります。差押に先立ち、勤務先や



金融機関への調査を行いますので、社会的な信用を失いかねません。そのようなことがない様に、自主的な納期内納付を心がけるようお願いします。

また、契約に基づく債権(水道料、町営住宅使用料等)については、給水停止や住宅明け渡し(退去命令)などを実施する場合があります。

納期内に納税(付)されている方との公平性を保つため、やむを得ず実施することになりますが、そうなる前に納付相談など受けるようお願いいたします。

法律では

①地方税法では、町民の皆様への負担の公平性を期すために、督促状を発してから10日を経過しても納税(付)されない時には、

滞納者の財産を差押えなければならぬ(331条)と規定しています。この差押えは、民事上の強制執行とは異なり、裁判所の許可を経ることなく町(徴税吏員)が自ら執行できることになっていきます。(法律では事前の差押予告通知も必要とされていません。)更には、住居等への搜索などの権限も与えられています。

●対象 町道民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、保育所保育料

②私債権については関係法令に基づき制限するほかに、裁判所を通じた請求行為や強制執行等することになります。

●対象 水道料(給水停止)、町営住宅使用料(明け渡し請求)等

納付相談は担当課にご連絡を

●町道民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税：税務財政課(☎74-3003)
●介護保険料・災害援護資金貸付金・ウタリ住宅新築資金等貸付金：健康福祉課(☎74-3001)

震工 学校改修 や工事 のお知らせ

●後期高齢者医療保険料・霊園管理手数料：住民課(☎74-3002)
●町営住宅使用料：建設課(☎74-3007)
●上下水道料：上下水道課(☎74-3008)
●保育所保育料：管理課(☎74-3009)

問合せ
教育委員会管理課
☎74-3009



町内の住宅・建築物の耐震性向上を目的とした「洞爺湖町耐震改修促進計画」及び「洞爺湖町学校施設耐震化計画」に基づき、とうや小学校(校舎・体育館)の耐震補強工事を実施します。事業費は約2千400万円。併せて1年生2年生教室の天井や北側の校舎窓枠などの改修工事、体育館の暗幕更新も実施します。事業費は、約1千500万円(予定)です。

算額)です。工事期間中は体育館の学校開放及び学校駐車場などが使用できなくなり、地域の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●工事期間
校舎 7月27日(土)～8月18日(日)
体育館 7月27日(土)～11月29日(金)

電験 試験で 電界調査 を行います

問合せ
企画防災課企画防
災広報統計グル
ープ
☎74-3004

有珠火山防災協議会(伊達市・壮瞥町・豊浦町・洞爺湖町で構成)では、1市3町でFMラジオの電界調査のために、試験電波を発信します。電界調査とは、電波の受信する強さを確認するための調査です。

調査期間中はアンテナを持った調査員が道路などで調査を行います。FMラジオで音楽や電子音などが聴こえる場合がありますので、ご理解ください。調査期間は、8月から12月までを予定しています。